

5月15日
中央本部
申24号

「新たなジョブローテーションの実施」に関する 解明申し入れ（その2）を行う！

全32項目

1. 多様な経験をすることにより安全が向上する根拠を明らかにすること。
2. ワンマン運転、自動運転、ドライバレスを推進することによって安全が低下しない根拠を具体的に明らかにすること。
3. 営業職、輸送職、乗務職において、人にしかできない仕事を具体的に明らかにすること。
4. 指導操縦者の指導養成体制および車掌の技術指導担当の指導養成体制をどのように構築するのか具体的に明らかにすること。また、指定する基準を明らかにすること。
5. 指導担当の役割を明らかにすること。また、指定する基準を明らかにすること。
6. 車掌を経験せずに運転士に登用する場合の技術の習得について考えを明らかにすること。
7. 営業職、輸送職、乗務職の各プロづくりの必要性について考えを明らかにすること。また、それぞれのプロの育成に向けた教育・研修、モデルケースを明らかにすること。
8. 営業職、輸送職、乗務職の現在員数と2027年度の要員数を明らかにすること。また、営業職、輸送職、乗務職の将来像を明らかにすること。
9. 「オーダーメイドのキャリアプラン」について考えを具体的に明らかにすること。
10. 働きがいの向上のために、社員の異動や担務に対する希望をどのように実現していくのか考えを明らかにすること。
11. 現行の試験制度の課題を具体的に明らかにすること。
12. 同一箇所・担務での勤務が10年を超えた場合の課題を明らかにすること。
13. 同一箇所・担務での勤務が10年を超えた社員が複数いた場合の異動について考えを明らかにすること。
14. 異動又は担務変更した後に再度現箇所・現担務に配属することについて考えを明らかにすること。
15. 現在の車掌は全員が運転士の対象となるのか明らかにすること。
16. 運転適性検査、医学適性検査の資格を有する社員が、更新時の検査で不適合となった場合の社員運用について考えを明らかにすること。
17. 車掌・運転士研修課程を修了できなかった場合、また、見極めが不合格だった場合の対応について明らかにすること。
18. 出向先会社について明らかにすること。また、出向休職から復職する際の配属箇所について明らかにすること。
19. 異動の範囲について考えを明らかにすること。
20. 任用の基準としている「基準」の考えを明らかにすること。また、今施策において異動及び出向を任用の基準とした根拠を明らかにすること。
21. 概ね10年の従事期間について休職等の考えを具体的に明らかにすること。
22. 営業職、輸送職、乗務職の担務変更になるケースについて、それぞれ具体的に明らかにすること。
23. 異動・担務変更に伴う適性検査と個人面談の時期について明らかにすること。
24. 自己申告書による個人面談の内容に変更があるのか明らかにすること。また、自己申告書の様式や項目に変更があるのか明らかにすること。
25. ライフサイクルの深度化についてこれまでの課題を明らかにすること。また、廃止後に想定される課題を明らかにすること。
26. 「新たなジョブローテーションの実施」の対象を営業職、輸送職、乗務職に限定した根拠を明らかにすること。
27. 「新たなジョブローテーションの実施」による、経営効果を明らかにすること。
28. 在来線運転士を経験せずに、新幹線運転士に登用された場合の教育・訓練内容、スケジュールを明らかにすること。
29. 多様な経験と柔軟な働き方を担う社員の生活設計を補償する考えを明らかにすること。
30. 「新たなジョブローテーションの実施」について会社説明を行う場合の本社から支社、現場への周知方法を明らかにすること。また、社員の不安解消をどのように行っていくのか明らかにすること。
31. 「プロフェッショナル採用」を「エリア職」とした根拠を明らかにすること。また、「エリア職」と「新たなジョブローテーションの実施」の関連性について考えを明らかにすること。
32. JR東日本における現在の雇用形態を明らかにすること。また「ジョブ型雇用」の導入について今後の考えを明らかにすること。